

平成28年1月大雪による農業被害復興対策支援要領

営農対策部 営農企画課

1. 目的

平成28年1月18日からの大雪により県内各地で農業生産施設等の被害が発生した。

このため、被災した農業生産施設の早期復旧を図り、農業者の生産活動が早期に再開されるように復興対策を実施し、農業生産施設等の再整備に要する経費に対して支援を行う。

2. 支援メニュー

- (1) 平成28年1月18日からの大雪により被害を受けた農業生産施設等の再整備支援

3. 支援対象者

J Aしまねの組合員または、組合員が構成する下記の組織であり、平成28年1月18日からの大雪により農業生産施設等の被害を受けた者とする

- ①農業法人
- ②集落営農組織
- ③共同生産組織（生産部会等）
- ④その他J Aが認めた者

4. 支援の要件

次の全ての要件を満たすこととする。

- ①農業用施設の再整備を行い継続的に農業に取り組むこと
- ②経営計画（状況）を策定し提出すること。島根県及び市町村による農業復旧対策事業を実施する場合は、実施計画書の写しを提出すること

5. 支援対象経費

原則として島根県及び市町村による農業復旧対策事業の採択基準に準ずることとする

- (1) 小規模土地基盤整備

- ①施設の撤去
 - ・施設を再整備する場合に限る

- ②果樹植栽

- (2) 施設整備

- ①ビニールハウス等
 - ・全半壊したビニールハウス等の施設再整備に係る部材費

- ・ただし、被覆資材は除く
- ②果樹棚
- ③附帯施設
 - ・ビニールハウス等及び畜舎に附帯したもので稼働不可能となったもの

6. 支援額

(1) 島根県及び市町村による農業復旧対策事業がある場合

①支援額の算出方法

補助対象事業費＝総事業費－NOSAI 共済金

J A 支援額＝補助対象事業費×1／6

②補助対象事業費は、島根県及び市町村による農業復旧対策事業と同額とする

③下限事業費は 400 千円とする

(2) 島根県及び市町村による農業復旧対策事業がない場合

①支援額の算出方法

補助対象事業費＝総事業費－NOSAI 共済金

J A 支援額＝補助対象事業費×1／2

②補助対象事業費は、島根県及び市町村による農業復旧対策事業に準ずる額とする

③事業費は 400 千円未満とし、下限事業費は 200 千円とする

(3) N O S A I 共済金の扱い

①共済加入の場合は、支払い共済金を“NOSAI 共済金”とする

②共済加入がない場合は、以下の計算で算定する

パイプハウス＝③3,180 円／㎡×46%相当＝1,463 円／㎡

(県の復旧対策基準を準用：農林水産省が定める園芸施設共済評価基準に基づくパイプハウス評価額 3,180 円／㎡の 46%相当額)

(4) 算出された支援額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる

7. 実施期間

平成 28 年 1 月 18 日から平成 29 年 1 月 17 日までとする

8. その他

農業被害が確定した段階で、支援内容等の見直しができるものとする

この要領は、平成 28 年 1 月 18 日より実施する。